道路交通法一部改正の施行

平成25年12月1日に道路交通法一部改正が施行されました。

1. 無免許運転に関する罰則の強化

無免許運転をすると・・・

【改正後】

3年以下の懲役、または50万円以下の罰金

○無免許運転を助長する車の提供・同乗の罰則の新設

車両提供

3年以下の懲役、または50万円以下の罰金

要求・依頼

2年以下の懲役、または30万円以下の罰金

2. 自転車の運転に関するルールの変更

①自転車が道路右側の路側帯を通行することが禁止されました。

これまでは、自転車などの軽車両は、歩道がない道路の左側と右側にある路側帯どちらも通行することができましたが、改正後は、左側の路側帯しか通行できません。

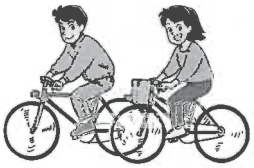

3か月以下の懲役、または5万円以下の罰金

②警察官による運転中止命令など、ブレーキ不良自転車に対する指導が強化されました。

◎警察官は、所定の安全基準を満たしているブレーキ（制動装置）を備えていないと認められる自転車を停止させ、その自転車のブレーキについて検査することができます。

◎ブレーキの整備不良やブレーキの整備などの応急措置をとることや運転の中止を命じることができます。

警察官による停止や命令に従わなかったり、検査を拒否・妨害すると、**5万円以下の罰金**

1月10日は「110番の日」

適正な110番の利用を！

警察では、皆さまから通報があった緊急な事件・事故などの110番通報を受け、パトカーを現場に向かわせ事案の処理に当たります。

110番は緊急通報です。

※問い合わせや相談は警察総合相談電話（#9110）、または八橋警察署（0858-49-0110）へお願いします。

「災害時協力井戸」を募集します

災害が発生し、水道の給水が停止したときに、被災者の方々の生活用水として無償で井戸水を提供していただける協力者を募集します。

東日本大震災では、最大約5か月の期間、水道水の供給が停止しました（津波被災地区を除く）。このとき、井戸所有者が井戸を一般開放し、地域住民が生活用水を確保した事例が見られました。

大規模震災が発生したときは、飲み水の確保が最優先となり、トイレ・洗濯・掃除などの生活用水に使用する水が不足する恐れがあります。

鳥取県では、町村と協力して、災害の際に井戸水をトイレ・洗濯・掃除などの生活用水として提供していただける井戸の登録をすすめます。登録にあたっては、井戸水を無料で検査します（条件があります）。

井戸を所有の県民の皆さま、事業者の皆さまのご協力をお願いします。詳細については、お問い合わせください。

◆受付開始日

平成26年1月6日（月）から

◆問い合わせ先

役場総務課

☎0859-54-5201

鳥取県生活環境部水・大気環境課

☎0857-26-7402
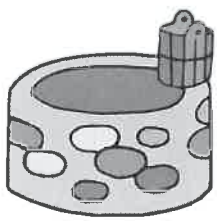
あなたの井戸が みんなの助けになります